



被災された方のための

<随時発行>

生活支援情報

第11号

平成23年6月28日

仙台市災害対策本部

ご自身の負担で損壊家屋を解体・撤去した方に助成します

○震災により倒壊のおそれが生じた家屋や中小企業者の事業所等については、所有者の申し出に基づいて仙台市が解体・撤去を行うこととし、平成23年5月23日から受付を開始しているところですが、すでにご自身の負担で解体・撤去を行った方に対しても、その費用を助成します。

○解体・撤去した方の願い出に基づき、審査の上、助成額を決定します。

○個別のケースに応じて、必要書類を整えていただくとともに、新たな契約書を作成するなどの手続きが必要となります。申請の際には、下記の専用ダイヤルにて必ずご予約の上、受付場所へお越しください。

■**対象**＝個人が所有する家屋、もしくは中小企業者が所有する事業所等（※）で、り災証明書において「全壊」または「大規模半壊」と判定された物件（ただし、個人が自ら居住することを目的とする住宅やマンションについては、「半壊」と判定された物件を含む。）であり、平成23年5月23日より前に家屋等の所有者が解体業者と当該解体・撤去に係る契約を交わしたものの。

※「中小企業者が所有する事業所等」…中小企業基本法に定める中小企業者等（これに準じる公益法人等を含む）が所有する事業所や賃貸マンション等。

■**受付期間**＝平成23年7月1日（金）～9月30日（金）

■**受付場所**＝環境局震災廃棄物対策室（青葉区一番町4-7-17 小田急仙台ビル5階）

■予約・問い合わせ

「損壊家屋等の解体撤去」専用ダイヤルTel263-8590

（午前9時から午後5時まで。土・日曜日、祝日も開設）

震災後、心と身体の変化はありませんか

○震災後に、眠れない・悪い夢ばかり見る、体調が整わない（頭痛、胃痛、食欲不振、倦怠感、便秘、下痢など）、罪悪感や怒りを感じる、体験が繰り返し思い出されて不安になったり怖い思いをする、物音に過敏になる、イライラしやすい、といった症状に悩まされていませんか。

○症状が1カ月以上続いている場合は、一人で悩まずに、専門機関に相談しましょう。

■電話相談窓口

	電話番号	受付時間
はあとライン	Tel265-2229	平日 10:00～12:00、13:00～16:00
ナイトライン	Tel217-2279	年中無休 18:00～22:00

★来所による相談も受け付けています（予約制。詳しくはお問い合わせください）。

■問い合わせ

仙台市精神保健福祉総合センターTel265-2191

東北地方の高速道路の無料開放において必要な書面について

- 現在、震災による被災者及び原発事故による避難者については、被災を証明する書面等の提示により、東北地方（水戸エリアの常磐道を含む）を発着とする高速道路の利用が無料となる制度が実施されています（実施期間は平成23年6月20日から当面1年間）。
- この制度の利用に当たっては、出口料金所で被災を証明する書面（被災証明書、り災証明書等。いずれも原本）と、本人であることが確認できる書面（運転免許証、パスポート、健康保険証など公的機関が発行するもの）の提示が必要となります。
- 「被災証明書」は、発行市町村により名称が異なり、仙台市では「り災届出証明書」という名称で発行しています。証明書が必要な方は、各区役所・総合支所、各消防署、被災者支援相談窓口（市役所本庁舎8階ホール）で、「り災届出証明申請書」※に必要な事項を記入してお申し込みください。
※証明書を高速道路利用のみに使用する場合は、り災届出内容を家財や車両等に限定した申請書でお申し込みいただけます（建物被害については別の申請になりますのでご注意ください）。
※申請書様式は、市ホームページ http://www.city.sendai.jp/hisaishien/1199044_2751.html から取り出せます。
※制度開始前に仙台市が発行済みの「り災届出証明書」もお使いいただけます。すでにお持ちの方は、あらためて証明書をとる必要はありません。

■問い合わせ

【無料開放に関する制度について】国土交通省道路局Tel03-5253-8500

【通行方法等について】NEXC O(ネクスコ)東日本Tel0570-024-024
宮城県道路公社Tel263-0566

【り災届出証明書の発行について】被災者支援情報ダイヤルTel214-3805

宮城労働局からのお知らせ

労働保険料等の免除について

- 震災で被災された事業主の方は、一定の要件に該当するときは、労働保険料等の免除を受けることができます。

■免除の要件

- ・平成23年3月11日に特定被災区域（仙台市は全域が該当します）に所在していること
- ・震災で損壊等の被害が生じる等により、休業または事業活動を縮小していること
- ・震災発生前の直近の賃金支払月の労働者1人当たりの賃金額と比べて、労働者1人当たりの1カ月間の賃金額が2分の1未満になっていること

★詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

宮城労働局労働保険徴収課Tel299-8842

「被災された方のための生活支援情報」をご希望の方に郵送します

避難所を出る際にその旨をお届けいただくか、被災者支援情報ダイヤルTel214-3805にご連絡ください。